

久御山町農業委員会会議録

1. 開催日時 令和3年12月6日(月)午後1時33分

2. 開催場所 久御山町役場 5階 会議室51、52

3. 出席委員

1番	村田正己
2番	山口吉広
3番	久乗清和
4番	上田幸子
5番	上田隆健
6番	中村日出美
8番	内田裕夫
9番	石塚義博
11番	南和弘
12番	芳川清志
13番	林勉
14番	森一博
15番	井上文彦
16番	神原均
17番	内田孝司
18番	川嶋久治
19番	吉田武
20番	林吉一

4. 欠席委員

7番	田中壽嗣
10番	辻村忠雄

(事務局長)

皆さん、こんにちは。ちょっと時間が過ぎてしまいまして申し訳ございません。それでは、令和3年第12回久御山町農業委員会定例総会を始めさせていただきます。まずお願いなのですが、携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるかマナーモードにするなど、音が出ないようにご配慮をお願いいたします。

本日の出席委員は、農業委員が14名中12名、農地利用最適化推進委員6名中6名で、定足数に達しておりますので、総会は成立をしております。

なお本日、会長が欠席となっておりますので、久御山町農業委員会規定の第3条による「会長が欠けたときまたは事故があるときは委員の内から委員があらかじめ互選して定めた委員がその職務を代理する」ということになっておりますので、議事進行につきましては、職務代理のほうでお願いいたします。そしてまた、今日の報告案件にはなるんですが、職務代理の案件が1件ございます。その審議については自ら報告を進めることができませんので、その関係につきましては、久御山町農業委員会会議規則の第5条ですね、第5条の第2項の中に「会長及び会長職務代理者が共に欠けたとき、または事故があるときは年長の委員が臨時に議長の職務を行うもの」としております。年長の方につきましては、●●委員になられるんですが、●●委員も急遽、ご都合が悪くなられて欠席されておられますので、本日は●●委員に報告案件の進行をお願いするところになっておりますので、皆さまご協力のほど、よろしくお願いいたします。

では、さる11月25日に実施しました現地調査委員名を報告させていただきます。なお、敬称は省略をいたします。

4番 上田幸子委員

7番 田中会長

10番 辻村委員

18番 川嶋委員

(事務局長)

事務局 2 名により実施をしております。
それでは、開催にあたりまして内田裕夫職務代理者よりごあいさつをお願いいたします。

(職務代理者)

職務代理者あいさつ

本日の議案は、

- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (3 条許可) 2 件
- 議案第 2 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について (納税猶予 (入口)) 4 件
- 議案第 3 号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について (納税猶予 (出口)) 4 件
- 議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の決定について (利用権設定) 7 件
- 報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による転用届出について (4 条届出) 2 件
- 報告第 2 号 認定電気通信事業者による中継施設等設置に係る申出について (中継施設) 1 件

それでは、議事に入る前に、本日の議事録の署名委員を指名します。13 番の林勉委員、14 番の森委員でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、3 条許可を議題といたします。

それでは、議案第 1 号の案件について、現地調査の報告を調査委員、よろしくをお願いいたします。

(●●●●委員)

議案第 1 号受付番号 17 と受付番号 18 の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。本件該当地については、特に問題がないものと思われ

(職務代理者) 続きますして、議案第1号受付番号17の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局) それでは、議案第1号受付番号17について議案書1ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書については、議案書2ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の1ページをご覧ください。

職務代理者よろしく申し上げます。

(職務代理者) 議案第1号受付番号17について、ご意見ご質問はございませんか。

ご意見がないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号17を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定します。

続きますして、議案第1号受付番号18の案件について、事務局より説明をお願いします。

(事務局) それでは、議案第1号受付番号18について議案書3ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書については、議案書4ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の2ページをご覧ください。

職務代理者よろしく申し上げます。

(職務代理者)

議案第1号受付番号18について、ご意見ご質問はございませんか。

ご意見ご質問がないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号18を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定いたします。

続きまして、議案第2号相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、納税猶予(入口)を議題といたします。

(職務代理者)

これから審議していただく議案第2号受付番号11と12につきましては、●●委員に関する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。関係議案終了後に入室・着席していただきます。

(●●委員 午後1時42分 退席)

(職務代理者)

それでは、議案第2号受付番号11と受付番号12について、現地調査の報告を調査委員、よろしく願いいたします。

(●●●●委員)

議案第2号受付番号11と受付番号12の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題のないものと思われま

(職務代理者)

続きまして、議案第2号受付番号11の案件について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第2号受付番号11について議案書5ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。また、相続人の農業経営の状況等及び相続税納税猶予(入口)調書については、議案書6ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の3ページと4ページをご覧ください。

職務代理者よろしく申し上げます。

(職務代理者)

議案第2号受付番号11につきまして、ご意見ご質問はございませんか。

ご意見ご質問がないようでございます。

●●委員さん、はい。

(●●委員)

この続柄のところで、孫ちがいますの。●●さんはあれやけど、●●は孫になるやろ、●●●さんからいうたら。

(事務局)

うちのほうを確認させてもらってまして、養子にはいってはるので、子であっています。

(●●委員)

それはわからへんわ、これ。

(職務代理者)

それでは、よろしいですか。ご意見ご質問がないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号11について、相続税の納税猶予に関する適格者証明願の該当地が適正に管理されており適格者と判断することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、適正に管理されており適格者であると証明します。

(職務代理者) 続きますして、議案第2号受付番号12の案件について、事務局より説明をお願いします。

(事務局) 議案第2号受付番号12について議案書7ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。また、相続人の農業経営の状況等及び相続税納税猶予(入口)調書については、議案書8ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の5ページをご覧ください。

職務代理者よろしくをお願いします。

(職務代理者) 議案第2号受付番号12につきますして、ご意見ご質問ございませんか。

ご意見ご質問がないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号12について、相続税の納税猶予に関する適格者証明願の該当地が適正に管理されており適格者と判断することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、適正に管理されており適格者であると証明します。

(●●委員 午後1時47分 入室)

(職務代理者) それでは、議案第2号受付番号13と受付番号14について、現地調査の報告を調査委員さん、よろしくをお願いいたします。

(●●●●委員) 議案第2号受付番号13と14の案件につきますして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題のないものと思われれます。

(職務代理者) 続きますして、議案第 2 号受付番号 1 3 の案件について、事務局より説明を願います。

(事務局) 議案第 2 号受付番号 1 3 について議案書 9 ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。また、相続人の農業経営の状況等及び相続税納税猶予（入口）調書については、議案書 1 0 ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の 6 ページ、7 ページ、8 ページ、9 ページをご覧ください。

職務代理者よろしく願います。

(職務代理者) 議案第 4 号受付番号 1 3 につきまして、ご意見ご質問はございませんか。

ご意見ご質問がないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第 2 号受付番号 1 3 について、相続税の納税猶予に関する適格者証明願の該当地が適正に管理されており適格者と判断することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、適正に管理されており適格者であると証明します。

続きますして、議案第 2 号受付番号 1 4 の案件について、事務局より説明をお願いします。

(事務局) 議案第 2 号受付番号 1 4 について議案書 1 1 ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。また、相続人の農業経営の状況等及び相続税納税猶予（入口）調書については、議案書 1 2 ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の 1 0 ページをご覧ください。

(事務局)

職務代理者よろしく申し上げます。

(職務代理者)

議案第2号受付番号14につきまして、ご意見ご質問はございませんか。

ご意見ご質問がないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号14について、相続税の納税猶予に関する適格者証明願の該当地が適正に管理されており適格者と判断することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、適正に管理されており適格者であると証明します。

続きまして、議案第3号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、納税猶予(出口)を議題とします。

それでは、議案第3号の案件について現地調査の報告を調査委員、よろしく申し上げます。

(●●委員)

議案第3号受付番号18番から21番の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特別問題ないものと思われ
ます。

(職務代理者)

続きまして、議案第3号受付番号18について、事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第3号受付番号18について議案書13ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の11ページをご覧ください。

職務代理者よろしく申し上げます。

(職務代理者)

議案第3号受付番号18について、ご意見ご質問はございませんか。

ご意見ご質問がないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号18について、特例農地が適正に管理されていたと判断することに賛成の農業委員さん、挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署に報告します。

続きまして、議案第3号受付番号19について、事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第3号受付番号19について議案書14ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の12ページ、13ページ、14ページをご覧ください。職務代理者よろしく申し上げます。

(職務代理者)

議案第3号受付番号19について、ご意見ご質問はございませんか。

ご意見ご質問がないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号19について、特例農地が適正に管理されていたと判断することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署に報告します。

続きまして、議案第3号受付番号20について、事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第3号受付番号20について議案書15ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の15ページをご覧ください。

職務代理者よろしく申し上げます。

(職務代理者)

議案第3号受付番号20について、ご意見ご質問はございませんか。

ご意見ご質問がないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号20について、特例農地が適正に管理されていたと判断することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署に報告します。

続きまして、議案第3号受付番号21について、事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第3号受付番号21について議案書16ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の16ページをご覧ください。

職務代理者よろしく申し上げます。

(職務代理者)

議案第3号受付番号21について、ご意見ご質問はございませんか。

ご意見ご質問がないようでございます。

(職務代理者)

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号21について、特例農地が適正に管理されていたと判断することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署に報告します。

続きまして、議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について、利用権設定を議題といたします。

それでは、議案第4号受付番号98から受付番号104の案件について、現地調査の報告を調査委員、よろしく申し上げます。

(●●委員)

議案第4号受付番号98番から104番の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題ないものと思われま

(職務代理者)

続きまして、議案第4号受付番号98の案件について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第4号受付番号98について、議案書17ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書18ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の17ページをご覧ください。

職務代理者よろしく申し上げます。

(職務代理者)

議案第4号受付番号98について、ご意見ご質問はございませんか。

(職務代理人)

ご意見ご質問がないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号98について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定します。

続きまして、議案第4号受付番号99の案件について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第4号受付番号99について、議案書19ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書20ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の18ページをご覧ください。

職務代理人よろしく申し上げます。

(職務代理人)

議案第4号受付番号99について、ご意見ご質問はございませんか。

ご意見ご質問がないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号99について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定します。

続きまして、議案第4号受付番号100と受付番号101については、借り手が同じですので、まとめて審議をします。事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第4号受付番号100について議案書21ページ上段をご覧ください。

(事務局)

次に、議案第4号受付番号101について議案書21ページ下段をご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書22ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の19ページと20ページをご覧ください。

職務代理者よろしく申し上げます。

(職務代理者)

議案第4号受付番号100と受付番号101について、ご意見ご質問はございませんか。

ご意見ご質問がないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号100と受付番号101について、可とすることに賛成の農業委員さん、挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定します。

続きまして、議案第4号受付番号102と受付番号103についても、借り手が同じですので、まとめて審議をします。事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第4号受付番号102について議案書23ページ上段をご覧ください。

次に、議案第4号受付番号103について議案書23ページ下段をご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書24ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の21ページと22ページをご覧ください。

職務代理者よろしく申し上げます。

(職務代理者)

議案第4号受付番号102と受付番号103について、ご意見ご質問はございませんか。

ご意見ご質問がないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号102と受付番号103について、可とすることに賛成の農業委員さん、挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定します。

続きまして、議案第4号受付番号104の案件について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第4号受付番号104について、議案書25ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書26ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の23ページをご覧ください。

職務代理者よろしく申し上げます。

(職務代理者)

議案第4号受付番号104について、ご意見ご質問はございませんか。

ご意見ご質問がないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号104について、可とすることに賛成の農業委員さん、挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定します。

本日の審議につきまして、これで終わりたいと思います。これより報告案件に入ります。

- (職務代理者) 報告第1号受付番号3農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について、4条届出を事務局より報告を願います。
- (事務局) 報告第1号受付番号3について議案書27ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。
所在地については、詳細地図及び該当農地の写真24ページをご覧ください。
本件については、令和3年10月26日付けで会長専決し、届出者に対して受理通知書を発行しましたことを申し添えておきます。
職務代理者よろしくお願ひします。
- (職務代理者) 報告第1号受付番号3の報告がありました。何かご意見ご質問はございませんか。
- ご意見がないようございますので続きまして、報告第1号受付番号4について、事務局より報告を願います。
- (事務局) 報告第1号受付番号4について議案書28ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。
所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の25ページをご覧ください。
本件については、令和3年11月15日付けで会長専決し、届出者に対して受理通知書を発行しましたことを申し添えておきます。
職務代理者よろしくお願ひします。
- (職務代理者) 報告第1号受付番号4の報告がありました。何かご意見ご質問はございませんか。
- ご意見ご質問がないようなので、次の報告に移りますが、報告第2号受付番号1は私の案件ですので、議

(職務代理者) 事進行を林勉委員に渡します。

(職務代理者 午後 2 時 3 分 退席)

(林勉委員) それでは、この場所から失礼いたします。これから報告していただく報告第 2 号受付番号 1 につきましては、●●●●職務代理者に関係する案件ということでございますので、私のほうで、年上やいうことで私のほうへ回ってきましたので、私のほうで皆さんにお聞きいたしたいと思えます。当該事案の報告開始から終了まで退席をお願い、出てくれはったね。

それでは、事務局から報告第 2 号受付番号 1 認定電気通信事業者による中継施設等設置に係る申出について、中継施設につきまして、説明を願います。

(事務局) それでは、認定電気通信事業者による中継施設等設置につきましては、今回が初めてですので、少しご説明をさせていただきます。机の上に配布いたしました資料 A っていう判子が押してあると思うんですけど、そちらをご覧いただけたらと思えます。1 枚目につきましては、携帯電話のしくみについて書かれています。携帯から携帯にかける場合、A さんから B さんに電波が直接届くのではなくて、間に無線基地局があり、有線ケーブルを伝って、B さんの携帯の近くの無線基地局まで運ばれ、そこから B さんの携帯に電波が飛んでいくという流れになっています。この無線基地局を中継施設と呼んでいます。次に、資料の 2 枚目をご覧ください。この中継施設はどのような物かといいますと、電柱を建てて、いちばん上の部分に電波を発するアンテナ等を設置するというものです。農地転用につきましては、電柱の根元部分の 4 平米のみ、今回でいうと 4 平米のみが転用となります。資料の 3 枚目をご覧ください。「農地転用許可を要しない場合（転

(事務局)

用制限の例外)」ということで、黒枠で囲った部分「公益性の高い施設であり、用地選定の任意性が少ない場合」の下から二つ目の「認定電気通信事業者が有線電気通信のための線路、空中線系、中継施設の敷地等に供するため農地を転用する場合」であり、京都府の転用許可は不要となっております。転用許可はこれにより不要なのですが、国の通知により、京都府に届出を提出する取り扱いになっていきますので、この届出につきましても、農業委員会を通じて京都府のほうに送らせていただいています。

それでは、報告第2号受付番号1について議案書29ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の26ページをご覧ください。

本件については、令和3年9月13日付けで会長専決の上、京都府に進達しており、令和3年10月27日付けで京都府より届出者に対して受理通知書が発行されましたことを申し添えておきます。林勉委員よろしくお願ひします

(林勉委員)

報告第2号受付番号1の説明がありましたが、何かご意見等はございませんか。

それでは、特にご意見ご質問がないようございませぬので、これより進行を職務代理者をお願いしたいと思います。

(職務代理者 午後2時13分 入室)

(職務代理者)

本日予定しておりました審議と報告は全て終わりたいと思います。どうもご苦労さまでございました。

午後2時14分 終了